

預けて安心! 白筆証書遺言書保管制度

全国の
法務局※で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の保管の申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。

前橋地方法務局

〔本局〕

TEL 027(221)4466(代表)

URL: <https://houmukyoku.moj.go.jp/maebashi/>

〔支局〕

高崎支局 TEL 027(322)6315

桐生支局 TEL 0277(44)3526

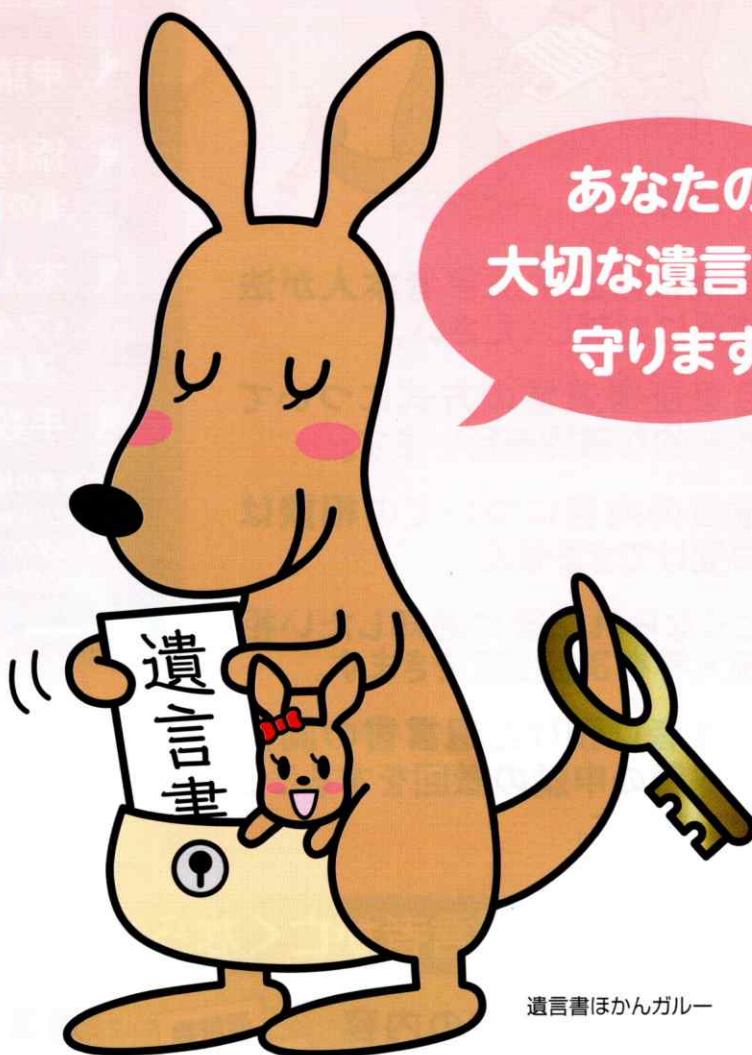
伊勢崎支局 TEL 0270(25)0758

太田支局 TEL 0276(32)6100

沼田支局 TEL 0278(22)2518

富岡支局 TEL 0274(62)0404

中之条支局 TEL 0279(75)3037



遺言書ほかんガルー

▶ 手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※電話での予約も可能です。



▶ この制度について詳しくは

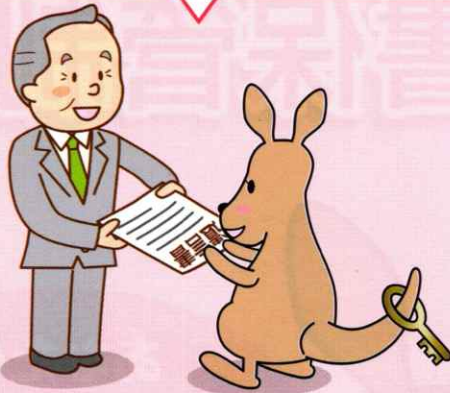
法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ① 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ① 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ① 亡くなられた後に通知したい相続人等を3名指定できます。
- ① 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ① 申請書※
- ① 添付書類(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)
- ① 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ① 手数料(収入印紙3,900円)

※申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも
備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。